

現行			改定案			改定のポイント																																								
<p>(給与の種類及び体系)</p> <p>第4条 給与体系は次のとおりとする。</p> <p>・24/7Workout</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="14">給与</td> <td colspan="2" rowspan="2">基本給</td> <td>年齢給</td> </tr> <tr> <td>能力給</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">手当</td> <td rowspan="6">所定内手当</td> <td>役職手当</td> </tr> <tr> <td>調整手当</td> </tr> <tr> <td>達成手当</td> </tr> <tr> <td>定額残業手当</td> </tr> <tr> <td>その他手当</td> </tr> <tr> <td>所定外手当</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">所定外手当</td> <td>家族手当</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当</td> </tr> <tr> <td>休日勤務手当</td> </tr> <tr> <td>深夜勤務手当</td> </tr> <tr> <td>超過勤務手当</td> </tr> </table>			給与	基本給		年齢給	能力給	手当	所定内手当	役職手当	調整手当	達成手当	定額残業手当	その他手当	所定外手当	所定外手当	家族手当	通勤手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	深夜勤務手当	超過勤務手当	<p>(給与の種類及び体系)</p> <p>第4条 給与体系は次のとおりとする。</p> <p>・24/7Workout</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="14">給与</td> <td colspan="2" rowspan="2">基本給</td> <td>年齢給</td> </tr> <tr> <td>能力給</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">手当</td> <td rowspan="6">所定内手当</td> <td>役職手当</td> </tr> <tr> <td>調整手当</td> </tr> <tr> <td>達成手当</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>その他手当</td> </tr> <tr> <td>所定外手当</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">所定外手当</td> <td>家族手当</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当</td> </tr> <tr> <td>休日勤務手当</td> </tr> <tr> <td>深夜勤務手当</td> </tr> <tr> <td>超過勤務手当</td> </tr> </table>			給与	基本給		年齢給	能力給	手当	所定内手当	役職手当	調整手当	達成手当	(削除)	その他手当	所定外手当	所定外手当	家族手当	通勤手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	深夜勤務手当	超過勤務手当	<p>みなし残業 30 時間分の定額残業手当を廃止するため。</p>
給与	基本給					年齢給																																								
				能力給																																										
	手当	所定内手当		役職手当																																										
				調整手当																																										
				達成手当																																										
				定額残業手当																																										
				その他手当																																										
				所定外手当																																										
	所定外手当	家族手当																																												
		通勤手当																																												
		時間外勤務手当																																												
		休日勤務手当																																												
		深夜勤務手当																																												
		超過勤務手当																																												
給与	基本給		年齢給																																											
			能力給																																											
	手当	所定内手当	役職手当																																											
			調整手当																																											
			達成手当																																											
			(削除)																																											
			その他手当																																											
			所定外手当																																											
	所定外手当	家族手当																																												
		通勤手当																																												
		時間外勤務手当																																												
		休日勤務手当																																												
		深夜勤務手当																																												
		超過勤務手当																																												
<p>(役職手当)</p> <p>第21条 役職手当は、役職にある者に対して次の金額を支給する。ただし、役職を兼務する場合はより上位の役職の役職手当のみを支給することとする。</p> <p>・本社 ・24/7English省略・24/7Workout</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリア長</td> <td>80,000 円</td> </tr> <tr> <td>統括エリア店長</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>店長</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>店長代理</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			役職	金額	エリア長	80,000 円	統括エリア店長	50,000 円	店長	20,000 円	店長代理	10,000 円	<p>(役職手当)</p> <p>第21条 役職手当は、役職にある者に対して次の金額を支給する。ただし、役職を兼務する場合はより上位の役職の役職手当のみを支給することとする。</p> <p>・本社 ・24/7English省略・24/7Workout</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリア長</td> <td>80,000 円</td> </tr> <tr> <td>統括エリア店長</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>店長</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>店舗責任者・店長代理</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			役職	金額	エリア長	80,000 円	統括エリア店長	50,000 円	店長	20,000 円	店舗責任者 ・店長代理	10,000 円	<p>店長代理と店舗責任者は、役職手当は同様であるものの、役職としての職責職務、達成手当の支給区分が異なるため、加筆し、規定する。</p>																				
役職	金額																																													
エリア長	80,000 円																																													
統括エリア店長	50,000 円																																													
店長	20,000 円																																													
店長代理	10,000 円																																													
役職	金額																																													
エリア長	80,000 円																																													
統括エリア店長	50,000 円																																													
店長	20,000 円																																													
店舗責任者 ・店長代理	10,000 円																																													

<p>(達成手当)</p> <p>第23条 達成手当はセッションを実施回数、延長回数、物販売上金額、営業利益に応じて支給する。なお、詳細は別に定める「達成手当支給基準」によるものとする。</p> <p>2. 達成手当は研修期間は支給しない。</p> <p>3. 達成手当は「就業規則」第32条に定める管理職（以下管理職）、研修生には支給されない。ただし、セッションを実施回数、延長回数に応じて支給するセッションフィーは、統括エリア店長および統括エリア校長を支給対象外とする。</p>	<p>(達成手当)</p> <p>第23条 達成手当はセッションを実施回数、延長回数、物販売上金額、営業利益等に応じて支給する。なお、詳細は別に定める「<u>所定内手当支給基準</u>」によるものとする。</p> <p>2. 達成手当は研修期間は支給しない。</p>	<p>第3項以下削除し、所定内手当支給基準に定める達成手当の各支給項目の適用範囲によるものとする。</p>
<p>(定額残業手当)</p> <p>第27条 定額残業手当は、一給与計算期間当たり第28条第1項第2号①の時間外勤務手当および第30条第1項第1号の深夜勤務手当相当分として支給する。</p> <p>2. 定額残業手当の金額は、第28条第1項第2号①の時間外勤務手当の30時間相当分として計算・決定し、通知する。</p>	<p>(定額残業手当)</p> <p>第27条 定額残業手当は、一給与計算期間当たり <u>第28条第1項第2号①の時間外勤務手当として支給する。</u></p> <p>2. 定額残業手当の金額は、第28条第1項第2号①の時間外勤務手当の30時間相当分として計算・決定し、通知する。</p> <p><u>3. 前2項にかかわらず、24/7Workout所属の社員は、定額残業手当の支給対象外とし、第28条第1項2号①に従い、時間外勤務手当を支給する。</u></p>	<p>実態にあわせる為、<u>第30条第1項第1号の深夜勤務手当相当分を削除</u></p> <p>みなし残業 30 時間分の定額残業手当を廃止するため。激変緩和措置期間の規定は附則参照</p>
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第28条 所定労働時間を超えて勤務した場合は、次の算式による時間外勤務手当を支給する。</p> <p>(1) 法定労働時間を超えない場合 時間外労働時間×時間単価×1.00</p> <p>(2) 法定労働時間を超える場合</p> <p>①時間外労働時間×時間単価×1.25</p> <p>②時間外労働時間×達成手当の時間単価×0.25</p> <p>③60 時間を超える時間外労働×時間単価×1.5</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第28条 所定労働時間を超えて勤務した場合は、次の算式による時間外勤務手当を支給する。</p> <p>(1) 法定労働時間を超えない場合 時間外労働時間×時間単価×1.00</p> <p>(2) 法定労働時間を超える場合</p> <p>①時間外労働時間×時間単価×1.25</p> <p>②時間外労働時間×達成手当の時間単価×0.25</p> <p>③60時間を超える時間外労働×時間単価×1.5</p>	<p>時間外勤務手当計算式参照</p>

<p>(超過勤務手当)</p> <p>第31条 第 27 条に定める定額残業手当が支給されている社員については、第 28 条及び前条の定めにかかわらず、各規定により計算された、第 28 条第 1 条第 1 号及び第 1 項第 2 号②の時間外勤務手当及び第 30 条第 1 項第 1 号の深夜勤務手当の合計額が定額残業手当を超えた場合に、その差額を超過勤務手当として別途支給する。</p> <p>(附則)</p>	<p>(超過勤務手当)</p> <p><u>第31条 第 27 条に定める定額残業手当が支給されている社員については、第28条第1項第2号①の時間外勤務手当が定額残業手当を超えた場合にその差額を超過勤務手当として別途支給する。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>令和3年2月1日改定・令和3年3月1日実施</u> <u>令和3年2月1日改定・令和3年3月1日実施にあたり、本規程第27条第3項の定額残業手当について24/7Workout所属社員への支給を廃止する。ただし、令和3年3月1日から5月31日までの3か月間を激変緩和措置期間とし、当該3か月間は改定前の給与規程第27条（定額残業手当）を下回らないように支給する。</u></p>	<p>実態にあわせる為</p> <p>改定日・施行日の追加 激変緩和措置期間を規定し不利益の程度の緩和措置を定める。</p>
--	---	---